

# 1047名解雇撤回 動労千葉 鉄建公団訴訟

# 広がる署名運動

## 分割・民営化で不当解雇から 26年2・17労働者集会へ



会報

### 国鉄闘争全国運動

国鉄分割・民営化反対！ 1047名解雇撤回！

第31号  
2012年12月14日

国鉄分割・民営化に反対し 1047名解雇撤回闘争を支援する全国運動事務局  
千葉市中央区要町2-8 D.C.会館内  
TEL 043-222-7207  
nationwidemovement@yahoo.co.jp

### 動労千葉鉄建公団訴訟

### 解雇撤回・JR復帰を求める

### 高裁署名運動について

### 署名運動の現状

9月にスタートした「動労千葉鉄建公団訴訟／解雇撤回・JR復帰を求める高裁署名運動」は12月10日現在、呼びかけ70人(団体、賛同19)です。全国各地、各界各層から当初の予想を超えた反響が集まり、約2カ月で2倍近くになっています。

国鉄闘争全国運動の呼びかけ人が中心となってスタートしましたが、下山房雄さん(九州大学名誉教授)や芹澤清良さん(高知短期大学名誉教授)らが呼びかけに加わり、さらに元国労闘争団の佐々木勉さん(函館)、横田厚さん(釧路)、矢野隆志さん(門司)らが賛同に加わりました。

清野和彦さん(元福島県職員組合委員長)、高嶋伸欣さん(琉球大学名誉教授)、根津公子さん(東京「君が代」不起立被処分者)、伏見忠さん(東京「日の丸・君が代」被処分者)らの

呼びかけ・賛同を見て、多数の教育労働者が加わっています。また、これまで1047名闘争支援に強力に取り組んできた清掃関係の労組から賛同が寄せられています。

署名数はこの2カ月余、郵便で署名用紙が毎日届く状況です。教労・自治体関係が多く、単組あるいは分会単位で、委員長や分会長の個人署名と職場で集めた連記の署名用紙を集約して送ってくれます。

地域的には、新潟などで強力に署名運動が取り組まれています。物販と一緒に取り組んでいます。関西生コン支部と港合同からは、組織的に集約された多

## 高裁は解雇撤回・JR復帰の判決を

### 動労千葉鉄建公団訴訟第1回控訴審

### 不当労働行為を認め た白石判決

動労千葉鉄建公団訴訟の第1回控訴審が12月17日、東京高裁で行われます。解雇撤回・JR復帰へ向けた重要な裁判闘争です。多くの結果をお願いします。

「名簿不記載」を不当労働行為だと認定した以上、原状回復＝解雇撤回・JR復帰以外の結論はありえません。控訴審は

1047名解雇撤回闘争をめぐり一昨年の4月9日に国労本部など4者4団体が闘いの旗を降ろしてしまう困難な状況の中

6・29判決を契機にして、国鉄闘争全国運動の陣形と運動を土台に、解雇撤回・JR復帰の高裁判決をかちとるために広

11・4全国労働者総決起集会で呼びかけ人の伊藤晃さんは「1047名解雇撤回闘争は社会が問題となかった。6・29判決はそれを許さないことを示している。国鉄闘争全国運動は、この運動思想をさらに広く発展させる運動だ」と提起しています。

◎動労千葉鉄建公団訴訟 控訴審第1回公判  
(日時) 12月17日(月) 11時  
(場所) 東京高等裁判所824号法廷  
※午前10時に高裁前に集合して下さい

◎2・17労働者集会  
(日時) 2月17日(日) 夕  
(場所) すみだ産業会館(JR錦糸町駅前)

（裏面に続く）

# 職場地域で学習会を

## 「1047名闘争に新たな生命力」

### 葉山弁護士招き6・29判決学習会

国鉄闘争全国運動事務局で11月16日、動労千葉顧問弁護士長 葉山岳夫さんをお招きして、動労千葉鉄建団訴訟6・29地裁判決(白石裁判長)の学習会を行いました。葉山弁護士からの提起とその後の討論で問題意識をもったことを何点か記したいと思います。(事務局S)

#### 国鉄改革法覆す展望

国労の05年9・15最高裁判決(難波裁判長)では、名簿不記載は不当労働行為だと認定しました。しかし、不当労働行為が仮になかったとしても全員が採用されたとは限らないとして「期待権を裏切った」として慰謝料の支払いを命じました。ところが今回の白石判決は、一度は名簿に記載された動労千葉組合員の12人の名前を削ったことを認定したのです。

難波判決は、「仮に不当労働行為が行われなかったと仮定しても、原告らが希望する地元JRに採用されたはずとは証明されてない」としていますが、白石判決では明確に「採用されて

いた」と言っている」となっています。白石判決は、「3年分の賃金差額分」の支払いを鉄道運輸機構(旧国鉄)に命じています。これは「JRで働いていたら得られた賃金」を基準にしています。これは実質的にJRに法的責任があることを認定したと評価できます。JR職員としての地位を賃金上で一部認めているのです。

#### (表面からの続き)

をはじめ、全国の無数の職場の闘いを支えるのです。

年内1万筆、来年6月の全国集会までに数万筆を集めるためには地域・産別で強力な考え・方向性・方針の形成が必要です。東京西部ユニオン鈴木コンクリート分会の闘いの教訓は、地域の中心となる労働組合・活動

る攻防でもありました。逆に6・29判決は、これを覆す大きな展望を与えているのです。

葉山弁護士は、国鉄改革法でそが採用手続きを分割して国鉄が名簿をつくり、設立委員会が名簿に基づいて判断する」というフィクション(虚構)をつくりだしたことを指摘しました。

当時の国会答弁では、「準委任(補助者)」という言葉で国鉄と設立委員会の明白な関係を示唆していたにも係わらず、裁判の段階ではこうした立証をさせない形でバリアを張ったのです。

今回の裁判の重要な焦点の一つは、国鉄改革法の違憲性をあらためて追及することも大切なことです。

#### 職場・地域で学習会を

署名運動を拡大するためにも6・29判決の学習会は決定的です。地域や職場で網の目のように学習会を行いたいと考えています。官民間問わず100万人単位の解雇攻撃が始まっています。

家を組織し、地域から階級的労働運動を復権していくという事です。また「物販と一体で地域の労組を2回、3回と回るとが必要だ」と、各地から教訓が寄せられています。単組・支部・分会レベルで組織的に署名を集めてもらうことを追求したいと考えています。

各産別での取り組みについて

す。(不当で理不尽な解雇は撤回されなければならぬ) — この基本的な考え方を広く労働者に訴えていく闘いそのものとして署名運動を展開していきたいと思えます。

国鉄改革法の虚構によって使用者の雇用責任をすべて投げ捨

## 動労水戸 出向者をJRに戻せ！ 外注化強行後の第1波ストライキ

国鉄水戸動力車労働組合(動労水戸)は11月30日、JR本体系と外注先である水戸鉄道サービス(MTS)の双方で、10・1



たのが国鉄分割・民営化です。労働者派遣法も使用者の直接雇用の責任を回避するものとして一体で制定されました。国鉄改革法との闘い、すなわち国鉄1047名解雇撤回闘争は、現代の日本労働者階級を規定する決定的な闘いです。25年

外注化後第一波となるストライキに立ち上がりました。10月1日の外注化強行以降、職場ではさまざまな問題が噴出

しています。動労水戸はこのか2回にわたってMTSと団体交渉を行い、外注化自体の撤回を求めるとともに、MTSでの労働条件や安全対策について追及してきました。

今後の経営計画や自前の社員育成の計画が今も白紙状態であることが明らかとなりました。MTSが請け負った業務を自前で行っていくためには約80人の社員が必要です。しかし、その80人の採用計画さえ「準備中」と言い、今後の社員育成計画すら「検討中」というふざけた回答です。会社と東労組幹部が言ってきた「出向期間は3年」の前提が最初から破たんしています。こんなことに黙っていたら今後またと青年たちが帰る

て強力に路線的に位置づけて提起していきたいと思えます。動労千葉鉄建団訴訟は12月17日に第1回控訴審が行われま

す。国労秋田闘争団の小玉忠憲さんが原告の鉄道運輸機構訴訟では10月11日、東京高裁第14民事部(設楽隆一裁判長)が控訴棄却判決を出しました。6・29判決を全面否定する内容です。

80年代の国鉄分割・民営化攻撃と一体で地方行政改革の攻撃が始まりました。十数年ぶりにストライキの実

あてのない出向に駆り立てられていきます。

さらに偽装請負の追及に対してMTSは、「外注化された作業を10月1日から遂行するにあたってはJRのバックアップが必要であった。自前で出来る体制は作っていきなさい」と言っています。「実際に請負を始めてから問題が起ころうとJRが何とかしてくれる」という考え方は、設備についてもJRから「無償貸与」されていること、業務指示から設備の使用までJRに頼りっぱなしのMTSの姿が明らかになりました。

安全に責任のとれないMTSは業務請負の資格はありません！こんな会社に検修業務を委託したJRに一切の責任があります！

動労水戸・石井真一委員長は「検修・構内業務外注化との闘いはこれからだ。いまだ庁舎の仕切りもなければ、トイレ・風呂・休養室、光熱費さえJRとMTSは混同されたまま。年間休日も5日減らされJRでは取れた半休(平日だけ年休をとること)もMTSでは取れない。検修・構内作業を全く理解していない作業責任者が配置されている現場は大混乱している。こんなことを続けていたら必ず事故が起きる」と怒りを込めて訴え、外注業務をJRに戻す闘い、強制出向者をJRに戻す闘いをさらに拡大していくことを呼びかけました。

小玉さんの裁判の進行とあわせて、裁判スケジュールは予断を許さない状況です。東京高裁へ全力で結果することを訴えます。

6・29の判決文の学習会は、署名運動の組織化にとって重要なバネとなります。地域や職場で学習会を組織して下さい。

動労千葉、動労水戸をはじめ、JR労働者が外注化粉砕の新たな闘いに立ち上がっていることがこれからの全国運動の発展にとって決定的です。全力で支援し、ともに闘いましょう。